

ボイラー取扱実務経験証明書
(特級・一級)ボイラー技士免許申請用

氏 名		住 所		県		市 郡		区	
生年月日				昭和 年 月 日生					
現在所持しているボイラー技士免許				(一級(二級)ボイラー技士免許					
				[免許取得日](昭和・平成) 年 月 日					
取 扱 経 験 の 内 容	取扱ったボイラーの種類								
	用 途	型 式	伝熱面積	最高使用圧力	ボイラー検査証				
					交付機関名	番 号			
	暖房専用	貫流・蒸気・温水	m ²	MPa (kgf/cm ²)		第 号			
	上記以外	貫流・蒸気・温水	m ²	MPa (kgf/cm ²)		第 号			
ボイラー取扱作業主任者として選任されている場合				昭和 平成 年 月 日 選任					
従 事 し た 期 間	1 ボイラー取扱いの経験			{	昭和 平成 年 月 日 から				
	2 ボイラー取扱作業主任者の期間				昭和 平成 年 月 日 まで 年 月 (合計)				
● 該当する番号を○で囲むこと。 ● 従事した期間は、現在所有しているボイラー技士免許証の交付日以降の経験について記載すること。 ● 従事した年数は、実際に従事した期間を合計し、記入すること。 ● 暖房専用ボイラーのみを取扱っている場合は、経験年数1年を6ヶ月として取扱うこと。									
上記の記載内容については、相違ないことを証明します。									
平成 年 月 日									
事業場所在地									
電話 ()									
事 業 場 名									
事業者職・氏名 印									

- 備考
- 1 特級ボイラー技士については、一級ボイラー技士免許を受けた後5年以上のボイラー（労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニ（裏面に記載）に掲げるボイラー及び小型ボイラーを除く。）を取り扱った経験又は3年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験が必要。
 - 2 一級ボイラー技士については、二級ボイラー技士免許を受けた後、2年以上ボイラー（労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニ（裏面に記載）に掲げるボイラー及び小型ボイラーを除く。）を取り扱った経験又は1年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験が必要。
 - 3 表題の（ ）内は、該当するものを囲むこと。
 - 4 交付機関には、○○労働局、○○労働基準監督署があること。
 - 5 「業者職・氏名」の欄は、記名押印することに代えて、事業者が自筆により署名をすることができること。

労働安全衛生法施行令第20条第5号

- イ 胴の内径が750ミリメートル以下で、かつ、その長さが1300ミリメートル以下の蒸気ボイラー
- ロ 伝熱面積が3平方メートル以下の蒸気ボイラー
- ハ 伝熱面積が14平方メートル以下の温水ボイラー
- ニ 伝熱面積が30平方メートル以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が400ミリメートル以下で、かつ、その内容積が0.45立方メートル以下のものに限る。)